私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百号

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の六の二第四項の規定に基づき、及び私立学校教職員共済法を実施するため、この政令を制定する。

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表以外の部分中「第六条の二の十三」を「第六条の二の十四」に改め、「第十一条の八の三十一本文」の下に「、附則第六条の二の十二、附則第六条の二の十三第二項及び第三項、附則第六条の三の三」を加え、同条の表第十一条の八の三十一本文の項の次に次のように加える。

附則第六条の二の十二	法附則第十二条の四の四
（法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法附則第十二条の四の四
により法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
組合員期間	により私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	加入者期間
附則第六条の二の十三第二項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
昭和六十年改正法	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年改正法
、法	、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
組合員期間	加入者期間
（法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
から法	から私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
附則第六条の二の十三第三項	昭和六十年改正法
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年改正法
	の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
附則第六条の三の三	における法
（法	における私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
、法	（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
	、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三

信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百一号

信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第二項及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

信用金庫法施行令の一部改正）

第一条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「脱退したもの」の下に「（以下この条において「卒業会員」という。）」を加え、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　会員の外国子会社に対する資金の貸付け又は卒業会員の外国子会社に対する金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け（償還期限が当該期間内に到来するものに限る。）

第八条第二項中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第九号」に、「同項第九号」を「同項第十号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項第四号に規定する外国子会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の団体（第二号において「外国法人等」という。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

一　会員又は卒業会員がその総株主等の議決権（外国における法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権に相当するものをいう。次号において同じ。）の百分の五十を超える議決権（外国における同項に規定する議決権に相当するものをいう。同号において同じ。）を保有しているもの

二　その本国（当該外国法人等の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、会員又は卒業会員がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有が認められない外国法人等であつて、人的関係、財産の拠出に係る関係その他の関係において当該会員又は卒業会員と密接な関係を相当程度有するものとして内閣府令で定めるもの